

○学校法人東京薬科大学法人役員報酬等支給規程

令和2年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第59条第1項の規定による役員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長及び常務理事をいい、常時勤務すべきものとされている理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学校法人東京薬科大学（以下「本法人」という。）の職員（学長を含む）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、第2号及び第3号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、常時勤務すべきものとされている監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与、委員会出席手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員給与規則及び職員退職金支給規則に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- 3 職員理事に対しては、報酬のみを支給する。
- 4 非常勤理事及び監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- 5 非常勤理事及び非常勤監事が理事長の諮問事項等に関する委員会に出席した場合は、委員会出席手当を支給する。
- 6 常勤理事及び常勤監事には、職員給与規則第37条（通勤手当）を準用し通勤費を支給する。
- 7 役員には、前各号の報酬等のほか諸手当を支給することができる。手当の種類等については理事会で決定する。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。

- 2 職員理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 理事のうち本法人が出資し設立した会社の役員を兼ねる者の報酬月額は、別表第3のとおりとする。

(賞与の算定方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、別表第4の基準額算式により計算する。

(委員会出席手当の算出方法)

第6条 非常勤理事及び非常勤監事に対する委員会出席手当の額は、別表第5のとおりとする。

(退任慰労金)

第7条 常勤理事、非常勤理事及び監事（以下「常勤・非常勤理事等」という。）が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤・非常勤理事等が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、寄附行為第10条第1項第1号、第3号若しくは第26条第1項第1号、第3号の規定により解任された者については、退任慰労金を支給しないことができる。

(在任年数)

第8条 この規程において、退任慰労金に係る在任年数とは、常勤・非常勤理事等として就任した日の属する月から退任又は死亡の日の属する月までの引き続いた期間をいう。

- 2 在任年数のうち1年未満の期間がある場合は当該期間について、また、在任年数が1年未満のときは、月割で計算する。ただし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。

(退任慰労金の計算)

第9条 退任慰労金の額は、別表第6の基準額算式により計算する。

- 2 退任慰労金の計算において、円位未満の端数が生じたときは、これを円位に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第10条 前第3条に定める役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給の日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退任慰労金 任期の満了又は退任した後30日から60日以内

2 前第3条第5項に定める委員会出席手当は、出席の都度これを支給する。

3 報酬等は、本人に支給するものとし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第11条 役員には、職員旅費規程を準用し、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 役員のうち非常勤理事及び非常勤監事が理事会出席等職務の執行に当たって交通費を要する場合は、報酬等とは別にその実費相当額を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第12条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第13条 本法人は、私立学校法第137条第2号に定める情報の公表として本規程を公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、人事課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行をもって、学校法人東京薬科大学法人役員等報酬規程は廃止する。

3 この規程の施行をもって、学校法人東京薬科大学法人役員等退任慰労金規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年度の定時評議員会の終結時までの間、常勤監事の名称は常任監事と称するものとする。

別表第 1

常勤理事の報酬額

理事長	月額 100万円
副理事長	月額 80万円
常務理事	月額 70万円

別表第 2

常勤理事以外の役員の報酬額

職員理事	月額 5万円
非常勤理事	月額 10万円
常勤監事	月額 40万円
非常勤監事	月額 10万円

別表第 3

理事のうち本法人が出資し設立した会社の役員を兼ねる者の報酬月額

常勤理事	別表第1に定める額より本法人が出資し設立した会社の報酬月額の2分の1（万円位未満の端数は切り捨て）の額を除いた額とする。
非常勤理事	別表第2に定める額より本法人が出資し設立した会社の報酬月額の2分の1（万円位未満の端数は切り捨て）の額を除いた額とする。
職員理事	別表第2に定める額より本法人が出資し設立した会社の報酬月額の4分の1（万円位未満の端数は切り捨て）の額を除いた額とする。

別表第 4

常勤理事の賞与額

常勤理事	基準額 (報酬月額)	算式 (賞与計算式)
理事長	100万円	基準額×支給比率
副理事長	80万円	

常務理事	70万円
------	------

上記支給比率は職員給与規則第32条第3項に定める期末手当支給比率の直近値と同率の2.5（年間で5.0）とする。ただし、期末手当支給比率が変更された場合は、上記支給比率も同率に変更されるものとし、その変更後の比率により賞与額を算定する。

別表第5

委員会出席手当の額

非常勤理事	委員会への出席の都度：1万円
非常勤監事	書面出席は支給対象としない

別表第6

退任慰労金の額

役員	基準額 (退任時報酬月額)	算式 (退任慰労金計算式)
常勤理事（理事長）	100万円	基準額×在任年数
常勤理事（副理事長）	80万円	
常勤理事（常務理事）	70万円	
非常勤理事	10万円	
常勤監事	40万円	
非常勤監事	10万円	